

厚 木 市

更新年月日：令和4年4月1日

ホームページ <http://www.city.atsugi.kanagawa.jp>

特定行政庁の設置（昭和59年）

確認申請担当課	消防担当課
まちづくり計画部 建築指導課 〒243-8511 厚木市中町三丁目17番17号 TEL：046-225-2432（直通） FAX：046-223-0166	消防本部 予防課 〒243-0003 厚木市寿町三丁目4番10号 TEL：046-223-9371（直通） FAX：046-223-8251
開発許可担当課	厚木市住みよいまちづくり条例担当課
まちづくり計画部 開発審査課 〒243-8511 厚木市中町三丁目17番17号 TEL：046-225-2441（直通） FAX：046-221-0427	まちづくり計画部 まちづくり指導課 〒243-8511 厚木市中町三丁目17番17号 TEL：046-225-2420（直通） FAX：046-223-0166

建築基準法に 基づく条例	厚木市建築基準条例（平成18年4月1日施行）																	
定期報告対象 建築物の概要	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%; text-align: center;">用 途</th> <th style="width: 40%; text-align: center;">規 模</th> <th style="width: 30%; text-align: center;">そ の 他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>いずれかに該当するもの （用途が避難階のみにあるもの、または法第6条第1項第1号に掲げる建築物以外は除く）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 劇場, 映画館, 演芸場</td> <td>①床面積100㎡超の部分が地階または3階以上の階にある ②客席部分が200㎡以上 ③主階が1階にない</td> <td rowspan="5" style="vertical-align: middle;"> *1患者の収容施設があるものに限る *2高齢者、障害者の就寝の用に供するものに限る </td> </tr> <tr> <td>・ 観覧場（屋外観覧場は除く）、公会堂, 集会場</td> <td>①床面積100㎡超の部分が地階または3階以上の階にある ②客席部分が200㎡以上</td> </tr> <tr> <td>・ 病院, 診療所*1, ホテル, 旅館, 共同住宅*2, 寄宿舎*2, 児童福祉施設等</td> <td>①床面積100㎡超の部分が地階または3階以上の階にある ②2階の床面積が300㎡以上</td> </tr> <tr> <td>【学校に付属するものを除く】 ・ 体育館, 博物館, 美術館, 図書館, ボーリング場, スキー場, スケート場, 水泳場, スポーツの練習場</td> <td>①床面積100㎡超の部分が3階以上の階にある ②床面積が2,000㎡以上</td> </tr> <tr> <td>・ 百貨店, マーケット, 物品販売業を営む店舗, 展示場, キャバレー, カフェー, ナイトクラブ, バー, ダンスホール, 公衆浴場, 待合, 料理店, 飲食店, 遊技場</td> <td>①床面積100㎡超の部分が地階または3階以上の階にある ②2階の床面積が500㎡以上 ③床面積が3,000㎡以上</td> </tr> </tbody> </table>	用 途	規 模	そ の 他		いずれかに該当するもの （用途が避難階のみにあるもの、または法第6条第1項第1号に掲げる建築物以外は除く）		・ 劇場, 映画館, 演芸場	①床面積100㎡超の部分が地階または3階以上の階にある ②客席部分が200㎡以上 ③主階が1階にない	*1患者の収容施設があるものに限る *2高齢者、障害者の就寝の用に供するものに限る	・ 観覧場（屋外観覧場は除く）、公会堂, 集会場	①床面積100㎡超の部分が地階または3階以上の階にある ②客席部分が200㎡以上	・ 病院, 診療所*1, ホテル, 旅館, 共同住宅*2, 寄宿舎*2, 児童福祉施設等	①床面積100㎡超の部分が地階または3階以上の階にある ②2階の床面積が300㎡以上	【学校に付属するものを除く】 ・ 体育館, 博物館, 美術館, 図書館, ボーリング場, スキー場, スケート場, 水泳場, スポーツの練習場	①床面積100㎡超の部分が3階以上の階にある ②床面積が2,000㎡以上	・ 百貨店, マーケット, 物品販売業を営む店舗, 展示場, キャバレー, カフェー, ナイトクラブ, バー, ダンスホール, 公衆浴場, 待合, 料理店, 飲食店, 遊技場	①床面積100㎡超の部分が地階または3階以上の階にある ②2階の床面積が500㎡以上 ③床面積が3,000㎡以上
用 途	規 模	そ の 他																
	いずれかに該当するもの （用途が避難階のみにあるもの、または法第6条第1項第1号に掲げる建築物以外は除く）																	
・ 劇場, 映画館, 演芸場	①床面積100㎡超の部分が地階または3階以上の階にある ②客席部分が200㎡以上 ③主階が1階にない	*1患者の収容施設があるものに限る *2高齢者、障害者の就寝の用に供するものに限る																
・ 観覧場（屋外観覧場は除く）、公会堂, 集会場	①床面積100㎡超の部分が地階または3階以上の階にある ②客席部分が200㎡以上																	
・ 病院, 診療所*1, ホテル, 旅館, 共同住宅*2, 寄宿舎*2, 児童福祉施設等	①床面積100㎡超の部分が地階または3階以上の階にある ②2階の床面積が300㎡以上																	
【学校に付属するものを除く】 ・ 体育館, 博物館, 美術館, 図書館, ボーリング場, スキー場, スケート場, 水泳場, スポーツの練習場	①床面積100㎡超の部分が3階以上の階にある ②床面積が2,000㎡以上																	
・ 百貨店, マーケット, 物品販売業を営む店舗, 展示場, キャバレー, カフェー, ナイトクラブ, バー, ダンスホール, 公衆浴場, 待合, 料理店, 飲食店, 遊技場	①床面積100㎡超の部分が地階または3階以上の階にある ②2階の床面積が500㎡以上 ③床面積が3,000㎡以上																	

	構造	用途	規模	その他															
	中間検査制度の概要	<table border="1"> <tr> <td>全て</td> <td>・定期報告対象建築物（上記）</td> <td>全て</td> <td rowspan="5"> <ul style="list-style-type: none"> ・対象は新築に限る ・計画通知を除く ・型式部材等製造者認証建築物を除く ・法第85条第5項又は第6項の規定による許可を受けた仮設建築物 ・建設住宅性能評価書の交付を受ける建築物を除く ・附属建築物を除く </td> </tr> <tr> <td>全て</td> <td>・一戸建住宅（特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）第19条第1号及び第2号に規定する保険契約に係る現場検査を受ける建築物を除く）</td> <td>50㎡超</td> </tr> <tr> <td>木造（混構造含）</td> <td>・階数が3以上の建築物</td> <td>全て</td> </tr> <tr> <td>木造（混構造含）</td> <td>・階数が2の共同住宅</td> <td>全て</td> </tr> <tr> <td>鉄骨造</td> <td>・階数が3以上の共同住宅、長屋、寄宿舎及び下宿</td> <td>全て</td> </tr> </table>	全て	・定期報告対象建築物（上記）	全て	<ul style="list-style-type: none"> ・対象は新築に限る ・計画通知を除く ・型式部材等製造者認証建築物を除く ・法第85条第5項又は第6項の規定による許可を受けた仮設建築物 ・建設住宅性能評価書の交付を受ける建築物を除く ・附属建築物を除く 	全て	・一戸建住宅（特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）第19条第1号及び第2号に規定する保険契約に係る現場検査を受ける建築物を除く）	50㎡超	木造（混構造含）	・階数が3以上の建築物	全て	木造（混構造含）	・階数が2の共同住宅	全て	鉄骨造	・階数が3以上の共同住宅、長屋、寄宿舎及び下宿	全て	
全て	・定期報告対象建築物（上記）	全て	<ul style="list-style-type: none"> ・対象は新築に限る ・計画通知を除く ・型式部材等製造者認証建築物を除く ・法第85条第5項又は第6項の規定による許可を受けた仮設建築物 ・建設住宅性能評価書の交付を受ける建築物を除く ・附属建築物を除く 																
全て	・一戸建住宅（特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）第19条第1号及び第2号に規定する保険契約に係る現場検査を受ける建築物を除く）	50㎡超																	
木造（混構造含）	・階数が3以上の建築物	全て																	
木造（混構造含）	・階数が2の共同住宅	全て																	
鉄骨造	・階数が3以上の共同住宅、長屋、寄宿舎及び下宿	全て																	
積雪荷重	垂直積雪量 30cm （ただし、局地的地形要因による影響等によりこれにより難しい場合にあっては、別に市長が定めるところにより求めた数値とする。）																		
法第22条の指定	全域（国定公園等の一部区域を除く）																		
法第52条5項	地盤面の指定 第一種低層住居専用地域（建築物の敷地が第一種低層住居専用地域の区域とそれ以外の区域にわたる場合は、敷地全てが第一種低層住居専用地域の区域とみなす）における地盤面は、建築物が周囲の地面と接する位置のうち最も低い位置からの高さが3メートルを超えない範囲内で建築物が周囲の地面と接する位置の平均高さにおける水平面とする。																		
法第52条8項	全域適用除外																		
日影規制	<table border="0"> <tr> <td>建築基準法 別表第四</td> <td>(に) 欄</td> <td>(は) 欄</td> </tr> <tr> <td>一 (1低・2低・田住)</td> <td>: (一) 3時間・2時間</td> <td>: 1.5m</td> </tr> <tr> <td>二 (1中高・2中高)</td> <td>: (二) 4時間・2.5時間</td> <td>: 4.0m</td> </tr> <tr> <td>三 (1住・2住・準住・近商・準工)</td> <td>: (二) 5時間・3時間</td> <td>: 4.0m</td> </tr> </table> <p>日影図作成上の緯度については原則として現地計測による緯度とする。 （ただし、北緯35°31' とすることもできる。）</p>				建築基準法 別表第四	(に) 欄	(は) 欄	一 (1低・2低・田住)	: (一) 3時間・2時間	: 1.5m	二 (1中高・2中高)	: (二) 4時間・2.5時間	: 4.0m	三 (1住・2住・準住・近商・準工)	: (二) 5時間・3時間	: 4.0m			
建築基準法 別表第四	(に) 欄	(は) 欄																	
一 (1低・2低・田住)	: (一) 3時間・2時間	: 1.5m																	
二 (1中高・2中高)	: (二) 4時間・2.5時間	: 4.0m																	
三 (1住・2住・準住・近商・準工)	: (二) 5時間・3時間	: 4.0m																	
用途地域の指定のない区域における建築形態制限	建蔽率 50%、容積率 100% （ただし、一部区域においては建蔽率 60%、容積率 300%） 道路斜線制限の勾配 1.25、隣地斜線制限の高さ及び勾配 20m+1.25																		

厚 木 市

更新年月日:令和2年4月1日

名 称	概 要	備 考
まちづくり指導課 (046-225-2420)		
厚木市住みよいまちづくり条例	対象行為 ・開発事業を行う土地の区域の面積（開発規模）が500㎡以上のもの。 ・市街化調整区域内で、都市計画法第29条の許可を必要とするもの。 ・高さ10mを超える（第1種低層住居専用地域においては、軒高7m超又は、地階を除く階数3以上）建築物	
ワンルーム形式集合建築物に関する指導基準	・一区画の住戸の専用面積（壁芯で算定し、バルコニー、パイプスペースその他これに類するものは除く。）が29㎡未満で、かつ、浴室、便所、湯沸場等を設けた形式の住宅、事務所等を有するワンルーム形式集合建築物で、住戸の数が10戸以上のもの。	
ラブホテル建築規制条例	・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所営業の用に供する建築物の建築で、都市計画法の開発許可申請、建築基準法の確認申請を行う前に届出が必要となる。	
開発審査課 (046-225-2441)		
開発許可等に係るもの (都市計画法第29条ほか)	・市街化区域内の500㎡以上の開発行為、市街化調整区域内の開発行為 ・開発許可を受けた開発区域内の建築制限 ・市街化調整区域の許可に基づく高さ等の制限 ・市街化調整区域のうち開発許可を受けた区域以外の区域内の建築制限	許可証・検査済証又は制限解除承認書の写し添付
都市計画課 (046-225-2401)		
都市計画法	・都市計画施設の区域の確認 ・都市計画法第53条の許可 ・地区計画区域内における建築行為の届出等	許可証の写し、地区計画に係る書面の写しの添付
生産緑地法	・生産緑地地区内外の確認	
屋外広告物条例	・屋外広告物の許可	許可証の写し添付
景観法・厚木市景観条例	・厚木市全域（景観計画区域）において、一定規模を超える建築物・工作物の新築、増改築等や開発行為に係る景観計画に関すること	

厚木市建築物における駐車施設の附置に関する条例	・本厚木駅周辺地区（54.7ha）における特定用途に供する建築物についての届出	
駐車場法	・路外駐車場の届出	
道路管理課 (046-225-2305)		
厚木市道に関すること	・道路占用許可、排水流末を道路側溝（市道）に接続する場合 ・道路認定	
建築行為に係る道路後退用地の取得に関する要綱	・建築基準法第42条第2項に基づく道路の後退部分についての譲渡申請	
公園緑地課 (046-225-2411)		
県立丹沢大山自然公園に関すること	・県立丹沢大山自然公園内における開発行為についての指導、届出等	
建築指導課 (046-225-2432)		
建築基準法	・建築確認申請審査業務 ・建築基準法第42条に規定される道路に関すること ・建築基準法に基づく許可等に関すること ・建築協定に関する協定書の縦覧	
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	・一定規模以上の特定建築物に係るバリアフリー対応の協議・認定等	
神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例	・一定規模以上の建築物に係るバリアフリー対応の協議	
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）	・一定規模以上の解体工事・建築等に係る分別解体計画等の届出	
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）	・一定規模以上の特定建築物に係る省エネルギー措置の適合性判定、届出等	
長期優良住宅の普及の促進に関する法律	・長期優良住宅認定審査業務	
都市の低炭素化の促進に関する法律	・低炭素建築物新築等計画認定審査業務	
建築物の耐震改修の促進に関する法律	・建築物の耐震改修計画に係る認定等	
まちづくり推進課 (046-225-2837)		
土地区画整理法	・土地区画整理事業区域内における同法第76条の許可	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	・大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第7条の許可	

下水道総務課		(046-225-2362)	
公共下水道に関すること	・排水流末を公共下水道管接続・設置する場合		
水路に関すること	・下水道総務課で管理する水路敷きの占用許可等		
排水路等について	・排水流末を排水路等管理施設へ接続する場合		
河川ふれあい課		(046-225-2380)	
河川法	・準用河川（恩曾川、善明川、山際川）に関すること		
農業政策課		(046-225-2351)	
農業用水路等について	・排水流末を農業用水路等管理施設へ接続する場合		
生活環境課		(046-225-2752)	
騒音規制法・振動規制法	・騒音規制法・振動規制法第 14 条に定める特定建設作業の届出について		
神奈川県生活環境の保全等に関する条例	・条例第 73 条に定める地下水採取の規制地域内の指導について		
杭打ち工法について	・現場築造工法等の低騒音・低振動工法の指導		
各種公害関係法令の届出等	・届出及び指導		
農業委員会事務局		(046-225-2480)	
農地法	・農地転用許可・届出等		
国土交通省横浜国道事務所		(046-221-0004)	
国道 246 号線に関すること	・道路認定、道路占用許可等		
神奈川県厚木土木事務所			
(厚木南合同庁舎			
046-223-1711)			
県道と県管理国道に関すること	・道路認定、道路占用許可等		
河川法	・一級河川（相模川、中津川、荻野川、小鮎		

		川、玉川、細田川) に関する事
砂防法	・許可、届出等	
急傾斜地に関する事	・急傾斜地崩壊危険区域内の建築行為についての許可	
神奈川県厚木保健福祉事務所 (厚木合同庁舎 046-224-1111)		
浄化槽に関する事	・浄化槽の設置に関する届出	
東京電力パワーグリッド(株) 平塚支社 (0463-34-5158)		
高圧送電線に関する事	・高圧送電線付近における建築制限及び建築計画の事前協議等	
総務省関東総合通信局 (03-6238-1763)		
電波伝搬障害防止制度に関する事	・電波伝搬障害防止区域内における高層建築物の建築に係る届出等	